

北海道教育委員会と国土交通省北海道開発局との 連携及び協力に関する協定書

北海道教育委員会（以下「甲」という。）と国土交通省北海道開発局（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密かつ組織的な連携・協力を行うことにより、甲が実施する北海道教育行政及び乙が実施する北海道開発行政並びに必要な人材育成を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- （1） 産業教育に関すること
- （2） 防災教育に関すること
- （3） 環境教育に関すること
- （4） 地域づくりに向けた取組に関すること
- （5） 連携・協力事項の広報に関すること
- （6） その他、甲及び乙が必要と認める事項

（事務局）

第3条 相互に緊密な連携・協力を保ち、前条各号に定める事項の円滑な推進を図るための連絡調整窓口として、北海道教育庁教育政策課及び国土交通省北海道開発局開発監理部開発調整課に事務局を設置するものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 この協定に基づく連携・協力事項の実施により生じた知的財産権等については、その帰属並びに管理、維持及び活用に関し、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力事項の実施に当たり、知り得た秘密情報について、相手方の文書による同意がない限り、第三者に開示してはならないものとする。

(費用負担)

第6条 甲及び乙は、第2条各号に定める連携・協力事項の実施に当たり、相手方が所有する施設及び設備を使用する場合は、当該施設及び設備の所有者は、使用料等の費用を徴収しないものとする。ただし、法令又は条例により使用料等の費用負担が必要な場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも改廃等に関する申出がないときは、この協定を同一の内容で1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年5月25日

甲 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育委員会 教育長

小玉 俊宏

乙 札幌市北区北8条西2丁目
国土交通省 北海道開発局長

倉内 公嘉